

インド、パキスタンの核政策

伊豆山 真理
小川 伸一

はじめに

インドは、1974年の核実験以降、核兵器開発を疑われてきたが、98年5月中旬、再度核実験を実施するに及んで事実上の核保有国であることを内外に誇示した。また、インドと対立関係にあるパキスタンも、インドの核実験に対抗する形で5月末に実験を強行した。両国による核実験は、核拡散防止体制が強化され、普遍化するなかで実施されたのである。

インドの核保有の動機は必ずしも明らかではない。インドは、同じように核拡散防止体制の外にあって核保有が疑われているイスラエルが直面しているような脅威にさらされているわけではない。他方、パキスタンの核兵器開発の主要な動機は、対立関係にあるインドの核保有に対抗するためと解釈されている。

本稿の第1の目的は、インド、パキスタン両国の核保有の動機を解明することにある。また、インドは、核兵器を開発・保有する一方で、核兵器全面禁止条約を提唱したり、あるいは参加を見合わせているものの核供給国グループ(NSG)の定める諸規定を遵守するなど、国際社会の核拡散防止努力を損ねるような政策をとっていない。また、インドほど明確ではないが、パキスタンにも同様の姿勢が見受けられる。本稿の第2の目的は、こうしたインド、パキスタンの核政策や核軍備管理政策を研究し、両国の外交、国防政策における核兵器の位置づけを明らかにすることにある。

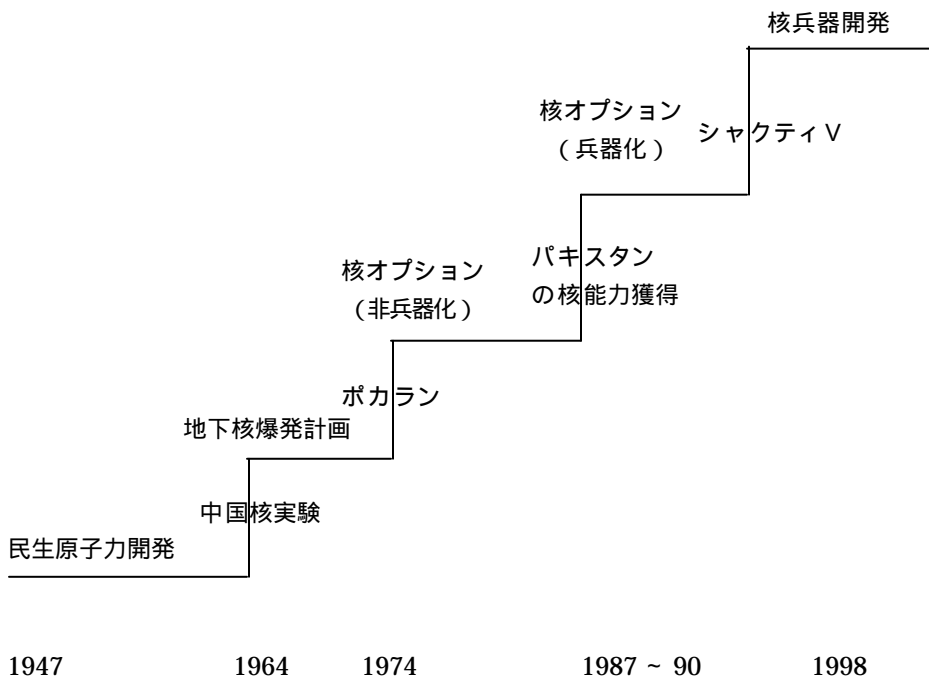
1 インド、パキスタンの核兵器開発の経緯

(1) インド

インドの核保有の動機が一見明確でないように見えるのは、核開発が一貫した軍事目的のもとに遂行されてきたわけではないからである。インドの核開発の経緯は、図1のように状況対応的、段階的なものである。

軍事的に見れば、中国の核実験とパキスタンの核能力獲得が、核開発を次の段階へと押し進めた要因ではある。しかしながら、インドは核兵器による安全保障の獲得をストレートに追求してこなかった。それは「核不拡散」という規範にコミットする勢力や、核開発の経済的コストを懸念する勢力が国内に存在しており、民主主義的政策決定のもとでは、軍事的利益のみから核開発を押し進めることができなかったからである。とくに、核不拡散の規範が国内政治に持つ影響力が、核拡散防止条約(NPT)の交渉過程と関連しながら、インドの核開発を大きく規定してきた。以下では、こうした核開発の経緯を、図に示した段階を追いながら説明していく。

図1 インドの核開発の経緯



(出所：Ashley Tellis, *India's Emerging Nuclear Posture* (Rand, 2001) を筆者が修正)

インドは、1947年の独立以来、国家をあげて民生用原子力発電の開発に力を入れてきている。56年には、第1号研究炉としてアジアで初の軽水炉を稼働させた。原子力発電開発は、米国とカナダの技術協力及び燃料の供給を受けて、順調に進んだ。60年には、第2号研究炉サイラス(重水炉)を稼働させた¹。これを受けて、天然ウラン重水炉政策が採用され、73年にはカナダ製の原子炉でラジャスタン発電所が商用運転を開始した。一方、米国GE社から69年に輸入したタラプール発電所は、米国が濃縮ウラン燃料を供給することになっていた²。

64年の中国の核実験は、インドを地下核実験へと進ませる要因となる。しかしながら、中国の核実験から10年のタイム・ラグを経てようやく「ポカラン」実験を行っているところを見ると、核実験の決定には技術的制約だけではなく、大きな国内政治的制約があったと考えられる³。62年の中印戦争での軍事的敗北で、反中国感情を強く持っていた北インドの政治家や、テクノ・ナショナリズム志向を強く持つ原子力科学者たちは、中国の核実験に対抗して核実験を行うことを主張した。しかしながら、ガンディー主義的非暴力主義、ネルー主義的国際協調主義が、与党会議派(Indian National Congress)や知識人の間では強い影響力を持っていた。彼らは核実験を自制することによって、国際社会において中国に対して道義的優位に立てると考えていた。しかし68年にNPTが成立すると、核を保有する中国の対印優位が明らかとなった。インドは中国の核攻撃に対して米ソが共同してインドに保障を与えることを要求したが⁴、これが拒否されるとNPTへの不参加を決定した。インドは核兵器国と非核兵器国との間の「不平等性」という理由を用いて、NPTへの不参加を正当化しているが、核兵器の製造に関しては曖昧な立場を維持していた。

71年の第3次印パ戦争において、勝利は得たものの、核を保有する米中ソの3カ国に行動を大きく規定されたことから、議会では核兵器開発の圧力が高まった⁵。インディラ・ガンディー(Indira Gandhi)首相は、国内の人気高揚策として核実験の許可を与えた。74年に行われた核実験「ポカラン」をインドは「平和的核爆発」と位置付けて、国際的批判をかわそうとした。核実験は、将来の核兵器開発の可能性を残しておくことをデモンストレー

¹ 原子力発電の専門家の中で「CANDU」炉と呼ばれている。

² 原子力発電の開発経緯については下記の諸文献参照。India Today, April 30, 1999; 垣花秀武、川上幸一共編『原子力と国際政治 - 核不拡散政策論』白桃書房、1986年; 総合研究開発機構(NIRA)『原子燃料を取り巻く課題に関する総合的研究』(平成7年)。

³ Stephen Cohen, *India: Emerging Power* (Washington, D.C.: Brookings Institution, 2001), pp.159-162.

⁴ George Perkovich, *India's Nuclear Bomb: The Impact on Global Proliferation* (Berkeley: University of California Press, 1999), p.136.

⁵ John W. Graver, *Protracted Contest: Sino-Indian Rivalry in the Twentieth Century* (University of Washington, 2001), p.322; Perkovich, *India's Nuclear Bomb*, p.169.

ションするものであったが、ガンディー政権はこの時点で核兵器を保持する意図がないことも明確にした。これがいわゆる「オプション政策」である。

インドのオプション政策は、新たな戦略的脅威を条件として兵器化へと進むことが含意されていたが、パキスタンの核開発が87年頃からその条件を構成するようになった。パキスタンがどの時点で核能力を獲得したのか、インドがパキスタンの核能力をどう評価し、自国の核開発に結び付けたのかについては、公式の資料で裏付けることはできない。しかし、欧米の研究やインド人による研究を総合すると、80年代後半から、インド・パキスタン間のカシミールをめぐる小規模な武力衝突に、核の危険という要素がにわかに付加されてきたことが認められる⁶。ある研究によれば、83年から84年にかけて、インド・パキスタン間の危機が生じた際に、インドではパキスタンの核施設に対する「予防的攻撃」が検討されたという⁷。87年にインドが行った「ブラスタックス」演習を引き金として、両国間に軍事衝突の危険が高まると、パキスタンからは核の使用を示唆する発言がされるようになり、危機の収束後、ジアー・ウル・ハック (Mohammad Zia-ul-Haq) パキスタン大統領が核開発を公言するに至る⁸。インドは、パキスタンの核能力に対応するために、自らの核オプションを兵器化の段階へと一歩進めるのである。ラジーブ・ガンディー (Rajiv Gandhi) インド首相が88年に、核兵器開発を命令したと言われている⁹。運搬手段の開発が本格化するのもこの頃からであり、中距離弾道ミサイル・アグニ (Agni) の第1回実験が89年に行われた。

このように、パキスタンの核がインドの核開発を加速化させたことは間違いないが、だからといって、インド軍の対パキスタン軍事ドクトリンが、通常兵器による抑止から核抑止へとシフトした証拠は見当たらない。インド軍は、むしろ通常兵器能力を高めてパキスタンの核によって相殺されないようにすることを目標としてきたように見える。87年の「ブラスタックス」演習についてある研究では、「パキスタンの核でインドの通常能力が相殺されない」ことを確信させるための挑発的演習であった、と評価している¹⁰。このように、インドの核開発は対パキスタン軍事ドクトリンと論理的に結びついているわけではな

⁶ Neil Joeck, "Maintaining Nuclear Stability in South Asia," *Adelphi Paper*, 312, IISS/Oxford U.P., 1997; Devin T. Hagerty, "Nuclear Deterrence in South Asia: The 1990 Indo-Pakistani Crisis," *International Security*, vol.20, No.3 (Winter 1995/96) Waheguru Pal Singh Sidhu, "India's Nuclear Use Doctrine," Peter Lavoy Scott Sagan and James Wirtz eds., *Planning the Unthinkable: How New Powers will Use Nuclear, Biological, and Chemical Weapons* (Ithaca and London: Cornell University Press, 2000).

⁷ Sidhu, "India's Nuclear Use Doctrine," p.133.

⁸ Hagerty, "Nuclear Deterrence in South Asia," p.95.

⁹ Sidhu, "India's Nuclear Use Doctrine," p.137.

¹⁰ Sidhu, "India's Nuclear Use Doctrine," pp.136-137.

い¹¹。最初にも述べたように、インドの核開発の進展は状況対応的であり、パキスタンの核開発という事実も、その一つの「状況」であったと考えられる。

95年のNPTの無期限延長、96年の包括的核実験禁止条約(CTBT)成立は、インドのオプション政策を核実験へと押しやる要因となった。インドの戦略研究者や核開発技術者らは、CTBTの成立によって、オプション政策を閉ざされることに非常に危機感を抱いた。それまでは、兵器化の時期や条件に関して曖昧にしておくことが可能であったが、核実験なくしては、抑止力の信頼性が担保されないことが彼らにとっては明白であった。こうした勢力が主張する「安全保障上の利益」が、政策決定を動かして、インドはCTBT署名を拒否した。この決定に対して核廃絶論者からも強い反対は出されなかった。その理由は、CTBT交渉においてインドの「期限付き核廃絶」提案が拒否されたことから、彼らもNPT・CTBTレジームに対して不満を抱えていたからである¹²。

以上のようにCTBTの成立は、結果的にインドの核廃絶論者の勢力を弱めた。そして、核兵器を導入する(induct)オプションを公約に掲げたインド人民党(BJP)が、98年の下院総選挙において第一党となって、連立政権を発足させるのである¹³。インドにおいては、テクノ・ナショナリズムが一貫して底流にあり、核開発技術者が強硬に核実験を主張してきたし、また歴代政権が意図せずして核の兵器化を段階的に進めてきた。しかしながら、核実験の最終決定は、インド人民党政権の発足を抜きにしては考えられない。インド人民党は、会議派のネルー主義的外交政策と決別し、パワー・ポリティクスによって大国の地位を獲得しようとする。また、インド人民党のイデオログの中には中国に対する対抗意識がある¹⁴。

インド人民党は、軍関係者の中に潜在していた「中国に対する懸念」を明確に表明し、核抑止を必要とする主要な理由として位置付けた。98年5月の核実験の直後、ヴァジパイ首相(Atal Behari Vajpayee)はクリントン大統領宛ての書簡で、「62年に武力による侵攻を行った国が、公然たる核保有国としてわが国に隣接している」として、中国の脅威を示唆している¹⁵。しかしながら、「中国の脅威」を以って核実験を正当化することは、内外の批判を招いた。そこで政府の中国脅威論は修正され、中国の核保有そのものではなく、中国がパキスタンに対して核・ミサイルを拡散させていることが「インドの安全保障環境の

¹¹ しかし、後述のようにパキスタンの核がインドにとって全く脅威でないとも言い切れない。

¹² CTBT交渉に対するインドの立場については、本稿3(2)、また以下も参照。伊豆山真理「CTBT交渉におけるインドの論理」『防衛研究』第2巻第3号(1996年11月)。

¹³ Bharatiya Janata Party, *Vote for a Stable Government and an Able Prime Minister, Election Manifesto, 1998*.

¹⁴ 詳細は伊豆山真理「BJP政権と核実験」『海外事情』第46巻第7・8号(1998年7・8月)。

¹⁵ Text of Vajpai's letter to Clinton, *New York Times*, 13 May 1998; Brahma Chellaney, "After the Tests: India's Options," *Survival*, Vol.40, No.4, (Winter 1998-99), p.96.

悪化」に寄与したとの公式見解がとられるようになった¹⁶。

98年の核実験の後に、インドは核兵器の開発に本格的に乗り出した。これまでの核開発が状況対応的、段階的に進んできたのとは対照的に、インドは99年に発表した核ドクトリン草案の中で「信頼性ある最小限の抑止」を明確に掲げた。94年に米国の圧力で中止していたアグニ開発計画も再開し、99年4月と2000年1月に実験を行った。今日インドの政府と戦略研究者は、核不拡散体制からの圧力を排して外交・安全保障政策の自立性を守るために、また中国による核の威嚇に屈しないために、核兵器が必要であると考えているのである。

(2) パキスタン

1947年の独立以来、インドとパキスタンは3度にわたって戦火を交えたが、3度目の1971年の印パ戦争後、敗北したパキスタンは国家分裂を経験した。すなわち、東パキスタンは新たに国名をバングラデシュとして分離独立した。パキスタンの核兵器開発はこの翌年の72年から開始されていることから¹⁷、パキスタンの核兵器開発の直接的契機は、国家の分裂を招いたこの対印戦争での敗北にあるとされている¹⁸。

パキスタンの核兵器開発は、インドが74年5月に核実験を行ったことにより、拍車がかかったが、核兵器開発の進展に大きく寄与したのは、75年に欧州から帰国した冶金学者のアブドゥル・カディール・カーン (Abdul Qadeer Khan) であった。カーンは、70年代前半、オランダのウラン濃縮施設に勤務しており、ウラン濃縮に必要なガス遠心分離機器に習熟していた。カーンは、後日、パキスタンの核兵器開発の父と称されるほど、重要な役割を果たすことになる。

79年1月、米国では、核拡散防止を重要視するカーター大統領が政権の座に就いた。カーター大統領は、就任早々、フォード共和党政権時代の77年に成立していたグレン・サイミントン修正条項 (Glenn-Symington Amendment)¹⁹を援用して、当時核兵器開発疑惑がも

¹⁶ The Government of India, "Evolution of India's Nuclear Policy, 27 May 1998," text in *The Hindu*, May 28, 1998.

¹⁷ Rodney W. Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation: A Guide in Maps and Charts, 1998* (Washington D.C.: The Brookings Institution Press, 1998), p. 131.

¹⁸ Foreign Affairs and National Defense Division, Environmental and Natural Resources Policy Division, "India-Pakistan Nuclear and Missile Proliferation: Background, Status, and Issues for U.S. Policy," *CRS Report for Congress*, December 16, 1996, pp. 25-26.

¹⁹ グレン・サイミントン修正条項とは、1977年以降、ウラン濃縮機器やその技術を輸入し、しかもそうした機器を国際原子力機関 (IAEA) の査察下に置かない国に対しては、如何なる援助も行わないことを1961年の対外援助法 (The Foreign Assistance Act of 1961) に追加的に定めた米国内法。

たれていたパキスタンに対し、経済・軍事援助を停止するに至った²⁰。ところが、ソ連によるアフガニスタン侵攻を契機に、81年、レーガン政権は、パキスタンに対する援助禁止を解除し、巨額の経済・軍事援助に乗り出した。レーガン政権は、パキスタンを南アジアにおけるソ連の勢力拡大を抑えるとともに、アフガニスタン国内の反ソ武力闘争グループを支援するための根拠地として活用しようとしたのである。レーガン政権は、パキスタンに対する援助の開始を、パキスタンの安全保障の向上に資する故に、同国の核保有のインセンティブを低下させるとして正当化したのである²¹。アフガニスタンで対ソ武力抗争が継続している間、パキスタンの核兵器開発は着々と進んだ。そして、85年には兵器級の濃縮ウランの生産を開始するに至っている²²。ちなみに、中国から核弾頭のブループリントを手に入れたとされているのもこの時期である²³。

パキスタンの核兵器開発は、南アジアにおける対ソ封じ込め戦略を進める過程で、パキスタンに対して強力な核拡散防止策をとれない米国のジレンマに乗ずる形で進められたと言える。米国の対ソ封じ込め政策が核拡散防止の犠牲の下に進められたことを示唆するものが85年に施行されたプレスラー修正条項(Pressler Amendment)である。61年の対外援助法(The Foreign Assistance Act of 1961)に追加されたこの修正条項は、米国大統領が、各会計年度の初期に、パキスタンが「核爆発装置(nuclear explosive device)」を保有していないことを証明することを条件に軍事支援を行うことを定めたものである²⁴。つまり、パキスタンが兵器級核分裂物質を利用して核爆発装置を製造しているという明確な証拠がない限り、パキスタンに軍事援助を供与し続けることを許容することを定めたのである。こうしてレーガン、ブッシュ(父)両大統領ともに、パキスタンが兵器級核物質を生産し、核弾頭製造の研究を進めていたにも拘わらず、核爆発装置の製造までには至っていないとの理由で、89会計年度まで、パキスタンに軍事援助を続けた。

ところが、90年10月、ブッシュ(父)大統領は、パキスタンが核爆発装置を製造していないと証明することができないと述べ、爾後、援助を全面的に停止した。実際、89年末から90年初頭にかけて印パ関係が極度に緊張した際、パキスタンは、核爆発装置を製造すべく濃縮ウラン金属片を加工したとされている²⁵。ちなみに、ソ連軍がアフガニスタンから撤退し始めたのは、89年であった。

米国がプレスラー修正条項を援用して、パキスタンに対する援助を停止している間、パ

²⁰ Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 131.

²¹ Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 131.

²² Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 132.

²³ Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 132.

²⁴ Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 132.

²⁵ Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 140.

キスタンは、ウランの濃縮を停止したり、中国の支援で取得したM-11弾道ミサイルの実戦配備を自制してきた。この結果、米連邦議会とクリントン政権は、96年2月、プレスラー修正条項に例外を設けるブラウン修正条項を成立させ、パキスタンに対する経済・軍事援助を再開した²⁶。

ところが、パキスタンは98年5月中旬のインドの地下核実験に呼応する形で、同月28日と30日に初めての核実験を行った²⁷。インドの核実験後、国際社会は、パキスタンが核実験を行うことを恐れ、経済制裁を示唆するなどパキスタンに様々な働きかけを行ったが、それを振り切った実験であった。インドと対立関係にあるパキスタンとすれば、核実験を強行することによって核兵器能力を誇示したインドに対し、同様の能力を備えていることを明示しておくことが必要であった。だが、核兵器など大量破壊兵器の拡散防止に力を入れていた米国のクリントン政権からの反応は厳しいものであった。クリントン政権は、インドに対する制裁措置と同様、パキスタンの核実験後、直ちに、米国の国内法である94年の「核拡散防止法(Nuclear Proliferation Prevention Act)」に基づき、パキスタンを「核爆発を行った非核兵器国」と指定した上で、人道援助を除く経済援助の停止、軍事援助や軍需品の輸出停止、それに米国政府や市中銀行の対パ信用供与の拒否など7項目にわたる制裁措置を講じた。核実験を実施した非核兵器国に対し、核拡散防止法に基づいて課された米国の制裁に関しては、大統領に撤回権限(waiver authority)が与えられていないため、連邦議会がこれを解除する措置をとらない限り、無期限に継続する性格のものであった²⁸。

以上概略したように、パキスタンの核兵器開発は、米国の南アジア政策や核不拡散政策に影響を受けながら進められてきたが、その目的は、専らインドの核兵器開発に対抗するためであり、圧倒的な軍事力を有するインドを抑止することにある。したがって、パキスタンの核兵器開発の背景には、インドの核兵器開発に見られるような「大国願望」あるいは国際的威信の向上といった要素はほとんど見られない。

²⁶ Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 134.

²⁷ パキスタン政府は、5月28日に5回の核実験、同30日に6回目の核実験を実施したと主張しているが、地震波の測定結果によると、28日の核実験は複数の爆発ではなく、8～17キロトンの爆発実験が1回実施された兆候が示されている。John Barry, "Nuclear Jitters," *Newsweek*, June 8, 1998, p. 24.

²⁸ Howard Diamond, "India Conducts Nuclear Tests; Pakistan Follows Suit," *Arms Control Today*, Vol. 28, No. 4 (May 1998), pp. 23, 27.

2 インド、パキスタンの国防政策における核兵器の位置づけ

(1) インド

ア 核ドクトリンをめぐる論議²⁹

99年8月、インドは「核ドクトリン草案」を発表した。このドクトリンは、新設された国家安全保障会議の下部組織である国家安全保障顧問会議(National Security Advisory Board)が起草したものであり、現時点でオーソライズされてはいない。しかし当初は、国家安全保障会議の採択を経て首相の承認を予定していたものであり、現時点でインド国内の見解の最大公約数を示している。

ドクトリンが草案のままにされた理由は、内外の批判を受けたためであろう。パキスタンは、インドの核政策が軍拡競争を煽るものであると批判した³⁰。米務省も核抑止の整備は「誤った方向」であるとの失望を表明した³¹。欧米諸国が警戒を示したのは、核能力の上限が明示されていないことや核の三本柱を規定していることから、インドの核政策が野心的に見えたからである。国内では、戦略論議以前に、議会が解散中のこの時期にドクトリンが発表されたために、現政権が選挙で票を得る目的ではないかとの批判が加えられた。

核ドクトリン草案は、全文6ページで、1)前文、2)目的、3)核戦力、4)信頼性と残存性、5)指揮統制、6)核の管理の安全性、7)研究開発、8)軍縮と軍備管理、の8章から構成されている。

核兵器を開発するより先にドクトリンを文書化することは、5核保有国の例にないことであるが³²、「最小限抑止」が研究開発の妨げとならないよう配慮されている³³。ジャスワント・シン外相も、「核実験のモラトリアムを宣言しているが、コンピュータ・シミュレーションや未臨界実験を含む研究開発は続ける」と明言している³⁴。

核ドクトリン草案の中心原則は、「信頼性ある最小限抑止」と「先行不使用(no first-use)」

²⁹ 本節の議論では、聴き取りを裏づけとすることがあるが、聴き取り相手に核ドクトリンの起草メンバー6名のうちの4名、また国家安全保障担当補佐官が含まれるので、この方法によって核ドクトリンの解釈に大きな過ちが生じることはなからう。

³⁰ シャムシャド(Shamshad)外務次官の8月19日の発言、Howard Diamond, "India Release Nuclear Doctrine, Looks to Emulate P-5 Arsenals," *Arms Control Today*, Vol.29, No. 5 (July/August 1999), p. 23.

³¹ 国務省報道官の8月17日の発言、Diamond, , "India Release Nuclear Doctrine."

³² Sidhu, "India's Nuclear Use Doctrine," p.127.

³³ Doctrine, 7.2

³⁴ "Clarifying India's Nascent Nuclear Doctrine: An Interview with Indian Foreign Minister Jaswant Singh," *Arms Control Today*, Vol.29, No. 8 (December 1999), p. 18.

である。「信頼性ある最小限抑止」は、「報復のみ」の政策に基づくとされ、残存性が重視される³⁵ものの、具体的な戦力規模には言及していない。ドクトリンは、インドの核兵器の目的を、「核の使用又は使用の脅しを抑止すること」にあると規定し、「先に核攻撃は行わない」と宣言する³⁶。ドクトリンが「最小限抑止」について具体的にどのレベルを指すのかを明らかにしていないため、さまざまに解釈され、論争を呼んでいる。政府の見解によれば、最小限抑止は戦略環境によって規定される動的な概念であり、固定した数量として示すことはできない。ただし、中国との数的均衡は追求しない、とする³⁷。

インドが目標とすべき抑止とはどのレベルなのか。国内の見解には大きな幅がある³⁸。最も穏健なのは、核実験以前のオプション政策に近い「不活性抑止³⁹」の主張であり、最も過激なのは、冷戦期の米ソ間の抑止を理想とする「最大限抑止」の主張である。両者の中間には、財政的、技術的制約や国際社会の反応を考慮しつつ抑止力を組み立てようとするグループが存在する。核ドクトリンは、これらの見解を折衷したものであり、今後の配備は、後に述べる問題点を考慮しながら決定されていくであろう。

以下では、「不活性抑止論」、「最大限抑止論」、中間派の間でどのような解釈の相違があるのか、核ドクトリンをめぐる主要な論点を見ていこう。

第1に、脅威の内容である。不活性抑止論者が、パキスタンを一義的な脅威と規定するのに対し、最大限抑止論者は、パキスタンの脅威を核政策の立案上考慮する必要はないと考え、主要な脅威を中国とするが、さらに、戦略的自立性の確保のために米口に対する抑止力も必要と考える⁴⁰。中間派は、中国を第一の、パキスタンを二義的な脅威と見る。

第2に、抑止に必要な戦力の規模である。中間派は、60～140発という数字をあげる。その根拠は、中国の10の都市とパキスタンの5つの都市に2発ずつ落とし、それが敵に破壊されないで到達する可能性を6割と計算している⁴¹。しかし60～140発という数字は、ポカランI型(20キロトン級)の爆弾の製造能力から導き出されていると考えられる⁴²。プルトニウムの保有量から抑止力を組み立てるところには、中間派の実利主義的な志向が表

³⁵ Doctrine, 2.3

³⁶ Doctrine, 2.4

³⁷ Interview with Jaswant Singh, *Arms Control Today*, Vol. 29, No.8. 政府高官からの2001年7月24日聞き取り。

³⁸ 3つの分類は、以下を参考にした。Kanti Bajpai, "India's Nuclear Posture After Pokharan II," *International Studies* (New Delhi), Vol.37, No.4 (October-December 2000).

³⁹ 西脇は「床の間の置物抑止力」という訳語を当てている。西脇文昭「南アジアにおける核兵器等の拡散と不拡散 90年代以降を中心に」『新防衛論集』第28巻、第4号(2001年3月) 40頁。

⁴⁰ Bharat Karnad "A Thermonuclear Deterrent," in Amitabh Mattoo, *India's Nuclear Deterrent: Pokharan II and Beyond* (New Delhi: Har-Anand, 1999).

⁴¹ 西脇、「南アジアにおける核兵器等の拡散と不拡散」、40頁。

⁴² Kanti Bajpai, "The Fallacy of an Indian Deterrent," in Mattoo, *India's Nuclear Deterrent*, p. 168; 西脇、「南アジアにおける核兵器等の拡散と不拡散」、38頁。

れている。一方、最大限抑止論者は、300～400発という数字をあげる。その根拠は、60の攻撃目標に対して、確実な破壊のためにそれぞれ4発の弾頭が必要であるとする。これに、50発のさまざまな投射重量の水爆を加えても、強固な(robust)抑止力には程遠いとする⁴³。300～400発という数字はまた、中国との「観念的な均衡⁴⁴」を目指した数字である。インドの研究者は、中国の核弾頭を350～450発と見積もっているからである⁴⁵。

第3に、核の先行不使用についてである。不活性抑止論者は、先行不使用を有効な信頼醸成措置として位置付けている。中間派も、インドの核が専守防衛であることを示すために先行不使用の約束が必要と考える。また、先行不使用を単なる政治的宣言でなく、核弾頭を運搬手段に配備しない抑止態勢として示すことを提案する⁴⁶。最大限抑止論者は、先行不使用の戦略的意義について疑問を呈する。インドが先行不使用を約束しても、相手方の攻撃の意図を変えることができないというのがその理由である⁴⁷。そもそも中国の先行不使用の宣言が、インドに適用されるか否かについて、彼らは疑念を抱いている。80年代の中国において、ソ連からの通常侵攻に対しての文脈ではあるが、「中国の領土においては先行不使用を適用しない」という議論が存在したことから⁴⁸、中国が自国領土と主張するインドの東北部に対しては、先行使用(first use)もあり得ると、インドの論者は解釈しているのである。さらに、中国の先行不使用は非核保有国のみを対象としていると解釈する論者もインドでは少なくない⁴⁹。

第4に核戦力の構成についてである。核ドクトリンでは、「航空機、移動式地上発射ミサイル、海洋発射システムの3本柱」を保有する構想になっている⁵⁰。中間派は、残存性の観点から海洋発射システムが理想的であることを認めつつも、これは長期的な将来構想であると考え。当面は中距離弾道ミサイル・アグニIIの開発とその移動化、秘匿化を優先

⁴³ Karnad, "A Thermonuclear Deterrent," p.143.

⁴⁴ カルナード (Bharat Karnad) 政策研究所研究員からの2001年7月24日聴き取り。

⁴⁵ Savita Pande, "Chinese Nuclear Doctrine," *Strategic Analysis*, Vol.23, No.12 (March 2000); Swaran Singh, "China's Nuclear Weapons and Doctrine," Jasjit Singh, ed. *Nuclear India* (New Delhi: Knowledge Word, 1998).

⁴⁶ Bajpai, "India's Nuclear Posture After Pokharan II," スブラマニヤム (K. Subrahmanyam) 元国家安全保障顧問会議議長からの2001年7月20日聴き取り。

⁴⁷ Bajpai, "India's Nuclear Posture After Pokharan II," カルナード研究員からの2001年7月24日聴き取り。

⁴⁸ "China and Weapons of Mass Destruction: Implications for the United States", National Intelligence Council, Conference Report, 5 November 1999,

pp.6-7; ジャスジット・シン (Jasjit Singh) 防衛研究所所長からの2001年7月20日聴き取り。

⁴⁹ Karnad, "A Thermonuclear Deterrent," p.121; ジャスジット・シン所長もこのような解釈をとる。

⁵⁰ Doctrine, 3.1. 文言はwill be based triad...となっている。

させるべきというのが彼らの主張である⁵¹。最大限抑止論者は、ICBMの開発や潜水艦発射の弾道ミサイル、巡航ミサイル開発も早急に進めるべきと主張する⁵²。ただし、この論争に関しては、海軍の退役将校が海洋発射システムを支持し⁵³、空軍の退役将校が航空機搭載核戦力の重要性を主張するなど⁵⁴、各軍種の利益が絡んでいるという側面もある。戦術核については、最大限抑止論者の一部を除いては、これを不要と考えている。不活性抑止論者と中間派は、核戦争そのものを想定していないし、最大限論者は、パキスタンに対する抑止を想定していないからである。

第5に指揮統制についてである。中間派は、核戦争を想定していないので、指揮統制を首相に一元化しておけば充分と考える。最大限論者は、米ソの核抑止同様に、核を軍のオペレーション・プランに統合するべきであり、核の管理と使用の権限を軍に委譲する必要があると考える。

イ 対中国抑止力の構築

核ドクトリンに示された「最小限抑止」を実際に築くには、いくつかの課題がある。まず、インドが中国との抑止を安定的に築くためには、2つの問題がある。第1に、どのような兵器を開発し、配備するのかが選択しなければならない。第2に、核兵器が中印国境の安定化に与える影響を考慮しなければならない。

第1の兵器の選択は、中国の核戦略の評価を前提とするが、これまでは政府レベルではおろか、戦略コミュニティでも断片的な検討しかなされていない。中国の意図の評価と予測は困難であるため、これらの研究では中国の核戦力の構成や配備状況に注目する。複数の研究が、中国の戦域ミサイルであるDF-3(CSS-2)(射程2,800キロメートル⁵⁵)、DF-21(CSS-5)(射程1,700～1,800キロメートル)がインドを目標としている、あるいは少なくともその能力があることに注意を喚起している⁵⁶。特に、青海省西寧、雲南省昆明を司令部とするミサイル基地は、インドを目標とするミサイルが配備されていると見られてい

⁵¹ スブラマニヤム元国家安全保障顧問会議議長からの2001年7月20日聴き取り。

⁵² Brahma Chellaney, *The Hindustan Times*, February 13, 2001.

⁵³ Raja Menon, *Nuclear Strategy for India* (New Delhi: Sage, 2000), pp.224-227.

⁵⁴ ジャスジット・シン所長からの2001年7月20日聴き取り。

⁵⁵ 射程はインド人研究者の評価(Dipankar Banerjee, "The New Strategic Environment," in Mattoo, *India's Nuclear Deterrent*, p.287; Swaran Singh, "China's Nuclear Weapons and Doctrine," p.146; Menon, *Nuclear Strategy for India*, p.181) Federation of American Scientists (FAS)ではDF-3を3,000Kmとしている。www.fas.org/nuke/guide/china/theater/index.html, accessed on October 26, 2001.

⁵⁶ Gurmeet Kanwal "China's Long March to World Power Status: Strategic Challenge for India," *Strategic Analysis*, Vol.22, No.11 (February 1999), p.1954.

る⁵⁷。一方、DF-3の過剰なイールド(3.3MT⁵⁸)やその配備されている地域からみて、中国の第1の目標はロシアのハートランド、2次的目標は東南アジアであり、インドが目標とされたことはない⁵⁹という見解もある。しかし、この論者も中国の将来の核兵器がインドを目標とする可能性が高いと考える。特に、MIRV化ICBMであるDF-31(射程8,000キロメートル)の開発や、DF-21の精度向上によって、中国がカウンター・フォース能力を獲得すれば、先行不使用を守るかどうか疑わしいと考えられている⁶⁰。

実際の政府の選択は、中距離弾道ミサイルの開発を優先している。98年12月、ヴァジパイ首相は議会でアグニミサイルの研究開発を継続すると明言し⁶¹、99年4月にアグニIIの飛翔実験が行われた。前身のアグニIは89年から94年までの間に3回の実験が行われたが、アメリカの圧力により95年末に開発が中止されていた⁶²。アグニIIは2段のミサイルであるが、アグニIに比べて、第2段ロケットも固体燃料を使用し、移動式発射台を採用するなどの改良点が見られる⁶³。

しかしながら、アグニIIの射程は2,500キロメートル⁶⁴であり、北京を初めとする中国の東部都市をカバーできない。そこで、核ドクトリン起草者の中からもICBMの早期開発を主張する議論が出てきている⁶⁵。インドの宇宙開発技術を利用すれば、理論的にそれは可能である。インドは80年に人工衛星打ち上げ能力を獲得した7番目の国となった。初期のものは低軌道に35~40キログラムの打ち上げ能力しかなかったが、94年に成功した「極軌道衛星用打ち上げロケット(PSLV)」は、低軌道であれば3トンの打ち上げ能力を有する。この頃から、インドのICBM「スーリヤ」開発計画の存在が報道されるようになる。PSLVは4段式ロケットで、第1段と第3段に固体燃料、第2段と第4段に液体燃料を使用している。さらに第4段に液水液酸エンジンを使った「静止衛星打ち上げ用ロケット(GSLV)」を2001年4月に打ち上げて成功した。この液水液酸エンジンはロシアから購入したものであり、当初は技術移転を予定していたが、米国がミサイル関連技術輸出規制(MTCR)違反であるとして92年5月に両国に制裁を課したことから完成品の取得に切り替えられたも

⁵⁷ Banerjee, "The New Strategic Environment," p.276.

⁵⁸ イールドはインド人研究者の評価(Banerjee, "The New Strategic Environment," p.287; Swaran Singh, "China's Nuclear Weapons and Doctrine," p.146)

⁵⁹ Menon, *Nuclear Strategy for India*, pp.180-181.

⁶⁰ Menon, *Nuclear Strategy for India*, pp.184-185.

⁶¹ *The Hindu*, December 16, 1998.

⁶² BAS, 92/9; www.fas.org/nuke/guide/India/missile/agni.html

⁶³ www.fas.org/nuke/guide/India/missile/agni.htm

⁶⁴ 国防省年次報告1999-2000; www.fas.org では2,800-3,000kmとしている。

⁶⁵ 核ドクトリン起草者で、ICBM開発を強く主張するのは、共に政策研究所のチェラニー(Chellaney)とカルナードである。

のである⁶⁶。PSLV、GSLVの打ち上げは、通信衛星、地球観測分野での国際衛星事業への参入を目指したものであるが、もしこれをミサイルに転用すれば5,000キロメートル以上の射程を実現できる。核開発の責任者であるアブドゥル・カーラム(Abdul Kalam)博士は、「技術的にICBMは可能である。インドが決断さえすれば、生産に時間はかからない」と言明している⁶⁷。しかし、カーラム博士自身が認めるように液水液酸エンジンは、燃料供給に時間と巨大な施設が必要なことから、ミサイルには不向きである。また、PSLV、GSLVの巨大な本体を移動式にすることは困難であり、残存性に疑問が残ると指摘されている⁶⁸。政府は、ICBMの開発に踏み込むのか。これは今後に残された大きな選択である。

中国との抑止関係を構築する上での第2の課題である中印国境の安定化に関しては、非常にセンシティブな問題であり、公開の場では議論がほとんどされていない。閣僚グループが2001年2月に発表した『国家安全保障システムの改革』という報告書の中でも、中印の国境管理が検討されたと見られる部分は全て非公開となっている⁶⁹。

中国の軍事的近代化によって、国境におけるインドの軍事的優位が崩れつつあるとの認識はインド国内で共有されているが⁷⁰、核抑止との関係は整理されていない。議論には2つのタイプが入り混じっている。1つは核を政治的兵器とみなすタイプで、これまでの国境交渉における中国側のサボタージュを転換させることが可能となったと考える。93年と96年のCBM協定を破棄してチベットの中立地帯化を進めるべきだという見解はこの一例である⁷¹。もう1つは国境での軍事衝突のエスカレーションを考えるタイプで、戦域での失われつつあるインドの軍事的優位を補う役割を核に認める。航空戦力と短距離地对地弾道ミサイル・プリトビ(Prithvi)による中国の補給路断絶から、アグニIIの使用へというエスカレーションを想定する見解がこの1例である⁷²。

政府レベルでは、中国との信頼醸成の枠組みが有効に機能しており、中国との核戦争はあり得ないと考えられている。それは、今後とも国境において中国が通常戦力による侵攻を行わないとの予測、そして中国が一地方都市に対するインドの核攻撃でも「耐えがたい」と感

⁶⁶ 宇宙開発については、*India Today*, April 30, 2001, pp.34-40; 日本宇宙フォーラム『宇宙開発データブック97年』、宇宙開発事業団HP

⁶⁷ *Hindustan Times*, September 18, 2000.

⁶⁸ Amit Gupta, "A Nuclear Arms Control Agenda for India," Raju Thomas & Amit Gupta, eds., *India's Nuclear Security* (Vistaar, 2000), p.281.

⁶⁹ Recommendations of the Group of Ministers on Reforming the National Security System, February 2001, pp.64-65.

⁷⁰ 例えば次を参照。Ministry of Defence, *Annual Report 1999-2000*, p.5.

⁷¹ Bharat Karnad, "Getting Tough with China: Negotiating Equitable, not "Equal", Security" *Strategic Analysis*, Vol.21, No.10 (January 1998); Senthil Ram もチベットの分離運動を支持すべきと主張する。quoted in Mark W. Frazier, "China-India Relations since Pokharan II: Assessing Sources of Conflict and Cooperation," *Access Asia Review*, Vol.3, No.2, (July 2000), p.25.

⁷² Gupta, "A Nuclear Arms Control Agenda for India," p.281.

じるであろうとの仮定の上に成立している。しかし、中国側の意図の評価、すなわち中国がインドの核開発、配備をどこまで許容するのかについての評価はされていない。インドの核戦力増強に対して中国は当面、対パキスタン軍事協力強化という形で対応すると考えられる⁷³。その意味では、インド政府が「インドの核は中国の核軍拡を招来しない」と判断するのは正しいが、後に述べるように、南アジアの不安定化はさらに助長されることになる。

ウ 海洋ベースの抑止

第2の課題として、核の3本柱の中でも海洋ベースの抑止への取り組みがある。海洋ベースの抑止は、残存性を高める目的との関連で論じられるが、インドは秘匿性の高い原子力潜水艦を未だ保有しておらず、残存性の高い海洋ベースの抑止を構築するためには、多くの開発期間と費用が必要である。にもかかわらず、なぜインドが海洋ベース抑止を主張しているのか。

海軍の弾道ミサイル及び巡航ミサイルの開発、保有状況を見てみよう。短距離地对地弾道ミサイル・プリトビの海軍版であるダヌシュ(Dhanush)の船上からの発射実験は、2000年4月に初めて行われた⁷⁴。射程距離は250キロメートルと見られており、対艦攻撃用と考えられる⁷⁵。巡航ミサイルについては、98年4月に『ニューヨーク・タイムズ』にロシアの協力による潜水艦搭載「サガリカ(Sagarika)」の秘密計画が暴露され、9月にはフェルナンデス(George Fernandes)国防相が計画の存在を認めているが、情報は錯綜している⁷⁶。サガリカの反響とは対照的に、99年9月、ロシアから艦艇搭載巡航ミサイル・システム・クラブ(Club)を購入したことは注目されていない。インドが購入したタイプは明らかにされていないが、3M54E(SS-NX-27)であれば、射程220キロメートル、超音速で飛翔し、ターミナル・フェーズで弾頭を切り離すので、探知が困難であり、有力な対艦攻撃兵器となる⁷⁷。クラブ・システムを搭載したキロ級潜水艦は、2000年7月インドに引き渡され、「シンドゥ・シャーストラ」という艦名で就役した⁷⁸。現在、ロシアで修繕中の3隻のキロ級潜水艦の他、3隻のクリヴァック級フリゲートにも搭載されるものと見られている⁷⁹。

⁷³ Fraizer, "China-India Relations since Pokharan II," p.22.

⁷⁴ 国防省年次報告では「デモンストレーション」と表現している。Ministry of Defence, Government of India, *Annual Report 2000-2001*, p.67.

⁷⁵ *Hindustan times*, April 20, 2000, in <http://www.bharat-rakshak.com/MISSILES/News/00-Apr.html>, accessed on October 30, 2001;

<http://www.fas.org/nuke/guide/india/missile/sagarika.htm>, accessed on October 30, 2001.

⁷⁶ Rahul Roy-chaudhury, *India's Maritime Security*, (Knowledge World, 2000), pp.142-143.

⁷⁷ Zaloga, Steve "India Joins the Russian Naval Missile System Club," *Jane's Intelligence Review*, Vol.12, No.12 (December 2000), pp.43-45.

⁷⁸ <http://www.bharat-rakshak.com/NAVY/News/00-July.html> accessed on October 29, 2001.

⁷⁹ <http://www.bharat-rakshak.com/NAVY/News/00-July.html> accessed on October 29, 2001.

さて、このように射程300キロメートル以下の弾道ミサイルや巡航ミサイルの取得を活発化させているのは、インド洋における中国と米国の活動を抑止したいという願望のあらわれである。インド下院の国防委員会は、98年12月「インド洋における中国及び米国の潜水艦及び弾道ミサイル搭載潜水艦のプレゼンスに直面して、インド海軍の潜在的抑止力を増強するために、原子力潜水艦の取得または建造のために核政策の見直しと加速化を勧告」しており、2000年10月政府もこれに「留意する」とした⁸⁰。

この勧告は70年代に開始された先端技術艦船(ATV)計画、すなわち国産原子力潜水艦建造計画の加速化を促したものである。88年、ソ連からチャーリーI級SSGNをリースして、原子炉技術の導入をめざしたが、現在も190Mw原子炉の小型化を始めとする技術的課題が未解決である⁸¹。船体の原型の完成は2005 - 06年頃、ミサイル装着可能な艦船が完成するのは2010年頃と見られる⁸²。

以上の装備計画から推察すると、インドの核ドクトリンにおける「海洋ベースの抑止」とは、核ミサイルではなく核推進力による潜水艦(原子力潜水艦)を意味し、通常弾頭の弾道ミサイルあるいは巡航ミサイルを搭載した原子力潜水艦を就航させて、インド洋における中国と米国への拒否能力を獲得するという目標を掲げたものと解される。長期的にSLBM計画に進むとしても、少なくとも現段階では対中抑止とは別の次元であり、むしろインド洋の軍事バランスに係わる問題である。

エ 対パキスタン抑止と限定戦争

パキスタンとの関係では戦略的安定の確保がより緊急の課題である。中印の国境紛争と異なり、印パのカシミール紛争は、両国の国家アイデンティティが係わることから政治的対立が過熱化しやすいこと、また、パキスタンが武力による現状変更のオプションを完全に放棄していないと見られること、がその理由である。

印パ間の戦略的安定を考えるには、パキスタンが核開発能力を獲得したと見られる87年ごろ⁸³に遡る必要がある。87年から90年にかけて、両国が危機における安定、軍拡競争における安定のいずれをも欠いていることを示す事象が見られた。第1に、89年ソ連がアフ

⁸⁰ Standing Committee on Defence, Eighth Report, 8, p.13.

⁸¹ Menon, *Nuclear Strategy for India*, p.226; Roychaudhury, *India's Maritime Security*, p.142; www.fas.org/nuke/guide/india/sub/ssn/part01.htm accessed on 31 October 2001.

⁸² Menon, *Nuclear Strategy for India*, p.226; カルナード研究員は2001年7月24日聴き取りで、フェルナンデス国防相のジェーン社とのインタビューを引用しながらこれを支持した。

⁸³ インドの評価は国防省年次報告、86年版、87年版、*Kargil Committee Report*, p.193; 米国が公式に疑惑国としたのは90年だが(本稿1(2)参照)研究者の間では87年説が通説といっている。パキスタン大統領、軍関係者も87年以来、核能力を示唆する発言を頻繁に行っている。

ガニスタンから撤退したのを受けて、パキスタン軍がもう1つの正面であるカシミールにおける戦術を転換したと見られることである。パキスタンが、実効支配戦(LOC)のインド側に属するジャンムー・カシミール州で活動する反政府武装闘争組織を支援するのは、この頃からである⁸⁴。そうするとインドの軍事情報機関と米国の研究者の一部が懸念するように⁸⁵、インドが通常戦争へのエスカレーションを行うことが、パキスタンが早い段階で核の先制攻撃を行う誘因となり得る。第2に、印パ間のミサイル開発競争の幕が開いたことである。88年2月にインドが短距離弾道ミサイル・プリトビ(SS-150、射程150キロメートル)の初めての飛翔実験を行うと、89年3月、パキスタンは短距離弾道ミサイル・ハトフ(Hatf) (射程80キロメートル⁸⁶)、中距離弾道ミサイル・ハトフ (射程300キロメートル⁸⁷)を展示し、同年5月にはインドが中距離弾道ミサイル・アグニ (射程2,000キロメートル)の初めての実験を行った。インドがパキスタンを刺激する意図がなくとも、パキスタンの反応が誘発されたのである。

このような戦略的不安定性にいち早く対応したのが米国である。90年代前半、印パの核、ミサイル開発に警鐘を鳴らす米国の高官発言が数多く発せられたが、これらは印パ両国に圧力をかけて米国の不拡散アジェンダを推進するという側面だけではなく、情報の意図的なリークによって戦略的安定性を促進するという側面があったことを見逃してはならない。軍拡競争に対する米国の政策は、インド、パキスタンの核開発の即時凍結と最終的な核廃棄、ミサイル開発の規制を目標としていた。92年にはロシアからインドへの液状液酸エンジン輸出を、91年と93年には中国からパキスタンへのM-11ミサイル(DF-11/CSS-X-7、射程300キロメートル)輸出をMTCR違反として、制裁の対象としている。しかしこれらの制裁は、軍拡競争を遅らせる効果しか持たなかった。中国が、94年10月にMTCR遵守の約束を再表明するなど、大量破壊兵器拡散防止に対する態度を責任あるものに変えていくと、パキスタンは北朝鮮からのミサイル取得に向かうことになったからである。

危機における安定の促進に向けては、米国による説得が静かに行われ、一定の成功を収めている。90年に両国が軍事演習を発端とするエスカレーションから戦争の危機を経験すると、ブッシュ政権は核戦争の可能性を深刻に受け止めて、両国を仲介して危機の回避に

⁸⁴ 国防省年次報告にジャンムー・カシミールのテロリズムの記述が現れるのは、88～89年版からである。

⁸⁵ Cohen, *India: Emerging Power*; インド統合情報委員会(JIC)の評価は *Kargil Committee Report*, p.197.

⁸⁶ Jane's Strategic Weapon Systems, issue, 34, pp.121-122. FASでは60～100キロメートルとしている。 <http://www.fas.org/nuke/guide/pakistan/missile/index.html> accessed on June 29, 2001.

⁸⁷ Jane's Strategic Weapon Systems, issue, 34, p.p.121-122; FASでは280キロメートルとしている。

努め、信頼醸成措置を促した⁸⁸。その成果が、領空侵犯防止協定(91年4月)⁸⁹、軍事演習・軍隊の移動に関する事前通告に関する協定(91年4月)⁹⁰、ホットラインの拡大(90年12月)、核施設相互不攻撃協定の批准書の交換(91年1月)などである。インドが先行不使用を提示するのも94年である。

こうした一連の安定化措置を経た後も、米国の研究者の間では、印パ間の事実上の抑止が安定的か否かが引き続き議論されてきた。核抑止の安定性が欠けるという論者は、印パ間のカシミールをめぐる戦争の可能性、短距離弾道ミサイルの配備、情報能力の不備、指揮統制システムの欠如を指摘する⁹¹。

核実験後に危機における安定が試されたのは、99年5月から2ヶ月継続したカルギル(Kargil)危機においてであった。最初に実効支配線のパキスタン側からイスラム武装勢力がインド側へ侵攻し、パキスタン軍がインド側の戦略拠点を占拠、両国正規軍の武力衝突に発展した。最終的には空爆作戦を展開したインドの有利となり、パキスタンは米国の仲介を求めたが受け容れられず、事実上一方的な停戦を宣言する結果となった⁹²。カルギル危機の終結には、米中央軍司令官によるパキスタン陸軍参謀長の説得も貢献しており、米国が印パ間のコミュニケーション・チャンネルを代替している構図が再確認された。

今後の核とカシミール紛争の関係を見るうえで重要なのは、インドが実効支配線を越えないように自制したことに関して、これが核の抑止効果であるとの見解をパキスタン政府が示していることである⁹³。この見解を完全に否定することはできない。カルギル紛争を概括し、国防政策への指針をまとめたインドの『カルギル委員会報告書』によれば、インドの統合情報委員会はすでに91年、パキスタンが核の盾の下に低強度紛争を遂行しており、インドが通常戦争へのエスカレーションを行うことが困難になったとの認識を有していたことがうかがえる⁹⁴。

将来カルギル型の危機が起こった場合でも、インドは通常戦力による抑止に留まると思われる。カルギル委員会報告書が提出されて以降、インドの戦略コミュニティでは、限定

⁸⁸ 90年危機については伊豆山真理「インド・パキスタン間の信頼醸成措置」『防衛研究所紀要』第1巻第2号(1998年12月)8頁、注32に挙げた文献。

⁸⁹ Agreement between Pakistan and India on Prevention of Air Space Violations and for Permitting Over Flights and Landings by Military Aircraft.

⁹⁰ Agreement between Pakistan and India on Advance Notice on Military Exercises, Maneuvers and Troop Movements.

⁹¹ Joeck, "Maintaining Nuclear Stability in South Asia," pp.41-50.

⁹² Text of the Nawaz-Clinton meeting Joint Statement, July 4, 1999, <http://stimson.org/cbm/sa/jntstmnt.htm>

⁹³ 研究者の認識はSiddiq-Agha Ayesha, *Pakistan's Arms Procurement and Military Buildup, 1979-99* (Houndmills, Hampshire: Palgrave, 2001), p.179; p.182.

⁹⁴ *Kargil Committee Report*, p.197.

戦争が論じられるようになった⁹⁵。限定戦争とはフェルナンデス国防相によれば「戦闘地域を限定した」戦争であり、それは将来とも不可避であると考えられている⁹⁶。インドは通常戦力の強化をとおして、パキスタンとの「核の敷居」を高くしようとしていると思われる。しかし、インドがカシミールに関する政治的意思を明確にしないままでは、限定戦争ドクトリンもパキスタンによる核使用の可能性を完全に排除することはできない。インドが宣言政策上、パキスタン側カシミールもインドの領土であるという立場をとっているため⁹⁷、インドが僅かでも実効支配線を越境して反撃すれば、インドがカシミール全域を奪取する意図を持つと、パキスタン側が誤解する可能性があるからである。

(2) パキスタン

ア 核兵器の運搬手段

パキスタンは、核兵器の運搬手段として弾道ミサイルと戦闘爆撃機を保有している。パキスタンの弾道ミサイル開発は、80年代から始まった。最初に開発されたミサイルは射程約80キロメートルのハトフ と射程約300キロメートルのハトフ であるが、ハトフ は配備に至らず、97年頃に開発を断念している⁹⁸。また、ハトフ も配備しているが、これは中国から取得した射程約300キロメートルのM-11短距離弾道ミサイルを指す⁹⁹。ちなみに、パキスタンは92年からM-11を取得しているが、その総計は約30基と見積もられている¹⁰⁰。パキスタンは、ガウリ(Ghauri)中距離弾道ミサイルも保有しているが、これは、北朝鮮から輸入したノドン・ミサイルを原型としたミサイルである¹⁰¹。さらに、中国産のM-9を原型としたシャヒーン(Shaheen)短距離弾道ミサイルを配備するとともに、約1,000キログラムのペイロードを有し、射程約2,500キロメートルの移動式弾道ミサイルシャヒーン を開発中である¹⁰²。

また、核爆弾を搭載可能な戦闘爆撃機に関しては、83年から87年にかけて米国から購入

⁹⁵ Jasjit Singh, "Dynamics of Limited War," *Strategic Analysis*, Vol. 24 (October 2000).

⁹⁶ フェルナンデス国防相のAsia Week, 11 February, 2000とのインタビュー reproduced in Embassy of India, important interviews, www.indiaembassy.org/press/interview/fernandes_feb_11,2000.htm accessed on October 31, 2001.

⁹⁷ 1994年2月22日、国会決議。

⁹⁸ Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 133.

⁹⁹ The U.S., National Intelligence Council, "Foreign Missile Developments and the Ballistic Missile Threat Through 2015," p. 14.

¹⁰⁰ Norris et al., "Nuclear Notebook: Pakistan's Nuclear Forces, 2001," p. 71.

¹⁰¹ Norris et al., "Nuclear Notebook: Pakistan's Nuclear Forces, 2001," p. 71.

¹⁰² The U.S., National Intelligence Council, "Foreign Missile Developments and the Ballistic Missile Threat Through 2015," p. 14.

したF-16AおよびF-16Bを合計40機保有しているが、このうち8機は退役している。その他の核能力作戦機として、フランス製のミラージュV、中国製のA-5戦闘爆撃機も配備している¹⁰³。

なお、パキスタンが単なる核爆発装置ではなく、弾道ミサイルや戦闘爆撃機に搭載可能な核弾頭(爆弾)を保有しているか否か明確でないものの、少なくとも部品化されている30～40発の核爆発装置(核兵器)を保有していると見なされている¹⁰⁴。

イ 対インド抑止と先行使用

パキスタンの核政策は、核兵器開発の経緯からも明らかなように、長年対立関係にあるインドを対象としている。したがって、パキスタンの核政策は、後で述べるNPTやCTBTに対する姿勢からうかがえるように、インドの核政策の影響を多大に受ける受動的な色彩を帯びている。

しかしながら、核戦略に関しては、通常戦力の劣勢を反映して、パキスタン独自の戦略を打ち出している。その典型的な例は、インドからの核の先行不使用の呼びかけを拒否した事実からうかがえるように、核の先行使用の選択肢を保持している点である。ただし、パキスタンの先行使用政策は、恣意的に核兵器を先に使用することを意味するのではなく、国家の存亡がかかる究極的状况における核使用を前提とした先行使用であり、冷戦後の91年にNATOが採択した核ドクトリンに類似した考え方である。

これまでパキスタンは、核の先行使用の選択肢を保持する意志を明らかにした以外、具体的な核戦略を公表することはなかった。しかしながら、パキスタンの当局者などの発言から、近年、徐々にその概要が明らかになってきている。その代表的な例は、パキスタン戦略計画部長(Chief of the Strategic Plans Division)のカリド・キドワイ(Khalid Kidwai)中將がイタリア人原子物理学者との会見の際に明らかにした核兵器運用政策である。キドワイ中將は、パキスタンの核兵器はインドを標的にしていると述べた後、パキスタンが核兵器を使用するケースとして次の4つのシナリオを挙げている。第1は、インドがパキスタンに武力攻撃を加え、パキスタン領土の大部分(a large part)を占領した場合である。第2は、将来の印パ戦争において、インドがパキスタン陸軍、あるいは空軍の大部分(a large part)を壊滅させた場合である。第3は、インドがパキスタン経済を麻痺させた場合であり、そして第4は、インドがパキスタン国内で騒擾を引き起こすなど国内政治情勢の

¹⁰³ Norris et al., "Nuclear Notebook: Pakistan's Nuclear Forces, 2001," p. 72.

¹⁰⁴ Michael Quinlan, "How Robust is India-Pakistan Deterrence" *Survival*, Vol. 42, No. 4 (Winter 2000-01), pp. 151-152. また、Paul Richter, "Pakistan's Nuclear Wild Card," *The Los Angeles Times*, September 18, 2001; Jon B. Wolfsthal, "U.S. Needs a Contingency Plan for Pakistan's Nuclear Arsenal," *The Los Angeles Times*, October 16, 2001.

不安定をもたらした場合である¹⁰⁵。パキスタンが核使用に踏み切るとするこれらの具体的事例から判断すると、第4のケースを除き、独立国家としてのパキスタンが存亡の危機に瀕したときのみ、核兵器に訴えることを示唆している。このように核使用を究極の手段と位置づけていることは、核の先行使用の選択肢を留保しながらも、戦術核兵器を不要としていることからもうかがえる。

パキスタンが核の先行使用のオプションを維持していることからうかがえるように、パキスタンの核兵器は、その能力如何で、陸軍力でパキスタンの3倍、空軍力で5倍、海軍力で6倍の戦力を配備するインドの通常戦力の優位性を相殺することも可能である。しかしながら、インドの通常戦力優位を核戦力で相殺するためには、パキスタンの核戦力の残存性、換言すれば、信頼できる報復核攻撃能力を備えておかねばならない。なぜなら、インドから通常戦力による侵攻を受け、パキスタンがこれを排除するために核兵器を使用した場合、インドの核報復を招く危険があるが、インドが核報復を強行するか否かは、パキスタンの核戦力の残存性にかかってくるからである。すなわち、もし先行使用後に残っているパキスタンの核戦力が脆弱で、インドからの核報復でそれらの核兵器が壊滅する公算が高いとすれば、インドの核報復を回避することは難しいが、非脆弱であれば、インドの核報復に対しパキスタンが再報復することも可能となるため、インドに核報復をためらわせることも可能であるからである。

印パ間の軍事バランスに鑑み、パキスタンが非脆弱な核戦力を備えるためには次の2つの政策を推し進めなければならない。第1は、空軍力の強化である。インド空軍の圧倒的な優勢を考慮すると、今日のパキスタンの核戦力は、インド空軍による先制的な武装解除的通常攻撃の危険に晒されている。第2は、弾道ミサイルの移動式化を徹底することが必要である。核兵器を部品化して保存するなど、意図的に即座に発射できる核兵器システムの配備を自制し続けるのであれば、警報即発射(Launch on Warning)の選択肢を放棄することを意味するため、こうした施策はなおのこと重要になってくる。要するに、パキスタンが真にインドに対する抑止力を備えようとするのであれば、空軍力の強化、弾道ミサイルの移動式化、さらには固定式弾道ミサイルのサイロ化など図り、信頼できる報復核攻撃能力を備えておかねばならない。

さらにパキスタンは、核戦力に関わる指揮・統制・通信(C³I)能力を向上させる必要がある。とりわけ核戦力の発射権限に関しては、インドと対照的に、如何なる機関が決定権を有しているのか必ずしも明らかではない。例えば、シャリフ(Nawaz Sharif)が首相

¹⁰⁵ Nadeem Iqbal, "Economic Threat May Push Pakistan to Nukes - Report," *Inter Press Service*, February 4, 2002; Rodney W. Jones, "Is Stable Nuclear Deterrence Feasible?" *The Friday Times*, February 22-28, 2002 (<http://www.thefridaytimes.com/news6.htm>).

を務めていた民政時代、首相が議長となる内閣国防委員会(Cabinet Defence Committee)が核使用の決定権限を持つとされていたが、シャリフ首相の統制が不十分な形でカルギル紛争が進んだ経緯に鑑み¹⁰⁶、軍部が首相を中心とする内閣国防委員会の権限を尊重しているのか否か不明確である。実際、シビリアン・コントロールが徹底していないパキスタンにおいては、文官が政権を担っている時は、核兵器の発射権限が首相と軍部で共有されているとも言われている¹⁰⁷。現在実権を握っているムシャラフ(Pervez Musharraf)は陸軍の将官であり、核兵器の発射権限はムシャラフが握っていると見ることができ、将来、文民による政権が誕生した場合、シャリフ時代と同様の問題が生起することも考えられる。こうした状況が改善されないと、印パ両国の為政者間に設置されたホット・ラインの意義も失われてしまうことになる。また、核兵器を運用する各部隊への指揮・通信能力も万全を期さねばならない。パキスタンの核戦力の残存性を確保する手段の一つは部品化されている核爆発装置(核兵器)の分散配置であるが、こうした分散配置を可能にするためにも指揮・通信システムの強化が不可欠である。さもないと、中央のあずかり知らないところや時点で核兵器が使用されることになる。

さらに核発射などインドの軍事行動を早期に探知する早期警戒システムの構築も不可欠な課題である。信頼できる早期警戒システムは、事故・誤認に基づく核誤射の危険を低下させるほか、パキスタンの核戦力の報復能力を確保することにも役立つ。例えば、空軍基地に駐機している核能力作戦機は、奇襲攻撃に脆弱であるため、タイムリーな事前警報の有無が死活的となろう。

このように、パキスタンの核戦力が対印抑止力を獲得するためには、多くの課題を克服しなければならないが、そのなかでも核爆発装置(核兵器)の残存性を確保することが極めて重要である。核報復の信頼性確保の観点で見ると、核兵器を部品化して配備することには疑問が残るが、残存性を確保できれば、この問題も解消できる。また、小規模武力衝突が頻発する印パ関係に鑑み、こうした小規模紛争が全面戦争にエスカレートするのを防止するためにも核報復能力を保証する残存性が鍵となる。パキスタンの核爆発装置(核兵器)が脆弱であれば、その核兵器は、インドを抑止するどころか、逆にインドの先制攻撃の呼び水となりかねない。

ウ 核兵器の管理

2001年9月11日に生じた米国同時多発テロ直後、ブッシュ政権は、クリントン政権が

¹⁰⁶ Farah Zahra, "Pakistan's Road to a Minimum Nuclear Deterrent," *Arms Control Today*, Vol. 29, No. 5 (July/August 1999), p. 11.

¹⁰⁷ Zahra, "Pakistan's Road to a Minimum Nuclear Deterrent," p. 11.

核実験を理由としてパキスタンに課した制裁措置を全面的に解除した¹⁰⁸。アフガニスタンのタリバーン政権とその庇護の下にあるアルカイダをテロ組織と見なした米国が、アフガニスタン国内で反テロ軍事行動を実施するためには、パキスタンの協力が不可欠と判断したためである。プッシュ政権の制裁解除は、パキスタンの核保有を容認したことにはつながらないものの、当面、事実上黙認することを意味した。

アフガニスタンにおける米国の反テロ軍事作戦が進行するにつれ、パキスタンの核爆発装置(核兵器)が米国に敵対する勢力の手に落ちることが懸念されるようになった。パキスタン国内には、タリバーンに親近感を持つイスラム過激派やアルカイダのメンバーが居住し、しかもパキスタンの核爆発装置(核兵器)には、権限のない者が発射ボタンに触れることを防ぐ使用統制装置(PAL)などが備わっていないために¹⁰⁹、こうした危惧が生じたのである。核兵器管理をめぐる国際社会の懸念を払拭するために、ムシャラフ大統領は、イスラム過激派とつながりのある核兵器関連技術者を拘束したり、あるいは核爆発装置(核兵器)の保管場所を移転させるなどの措置を講じた¹¹⁰。こうした措置が効を奏したこともあり、今日までのところ、不測の事態は起きていない。

3 核軍備管理・軍縮に対するインド、パキスタンの姿勢

(1) 核拡散防止条約(NPT)

NPTは、1967年1月1日より前に核実験を行った国を「核兵器国(Nuclear-Weapons State)」として核兵器の保有を許し、それ以外の国々を「非核兵器国(Non Nuclear-Weapons State)」と規定して核兵器の開発・保有を禁じる一方、核兵器国の核軍縮については一種の努力目標を規定することで終わっている。すなわち、核軍縮について定めたNPTの第6条は、核兵器国、非核兵器国の区別をせずに、締約国一般に、核軍備競争の早期停止、核軍縮に関する効果的措置、さらには「全面的かつ完全」軍縮に向けて誠実に交渉を行うことを義務づけているに過ぎない。インドは、こうした特徴を備えたNPTを、締約国の権利

¹⁰⁸ 99年、米連邦議会は大統領に制裁を撤回する権限を与える法案を成立させている。なお、99年10月にムシャラフ陸軍参謀長(当時)がクーデターを起こして民選されていたシャリフ政権を倒した際に米国が科した制裁も後日解除されたが、中国からミサイル関連資機材を輸入したことを理由に科した制裁は解除されていない。

¹⁰⁹ Paul Richter, "Pakistan's Nuclear Wild Card," *The Los Angeles Times*, September 18, 2001.

¹¹⁰ Robert S. Norris et al., "Nuclear Notebook: Pakistan's Nuclear Forces, 2001," *The Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 58, No. 1 (January/February 2002), p. 71.

義務に二重構造を設定しながら、その二重構造の解消に有効な手だてを講じていない「核のアパルトヘイト」政策と非難を加え、加盟を拒否し続けている。

インドがNPTに背を向けているもう一つの理由としては、NPTがインドの安全保障上の懸念を解消していないことが挙げられている¹¹¹。NPTの大きな欠陥は、同条約が締約国を核兵器国と非核兵器国に二分し、非核兵器国に核兵器の開発・保有を禁止しながら、核兵器に対する非核兵器国の安全保障には手だてを施していない点にある。こうした欠陥を考慮した米、英、ソ3カ国（NPT寄託国）は、NPT交渉が妥結し、署名のために開放される直前の1968年6月、インドを含め非核兵器国のNPT加盟を慫慂するために、非核兵器国が核威嚇や核攻撃を受けた場合、国連憲章に則り、救済措置をとるという「積極的安全保障」を宣言した。しかしながら、インドは、こうした政治的宣言のみではインドの安全保障を全うできないと判断したのである¹¹²。また、後年、5核兵器国は非核兵器国に対して、一定の条件を付けてあるいは無条件で、核威嚇や核攻撃を加えないという「消極的安全保障」を宣言するようになったが、これも法的拘束力が欠けている。核兵器国の核の傘に与らず、しかも核保有国である中国との間で国境問題を抱えているインドとしては、中国の核脅威を感じざるを得ないのかもしれない。パキスタンもNPTに加盟していないが、インドがNPTの締約国となるのを条件に、NPTに加盟する意志を表している。

インド、パキスタン両国ともNPT体制の枠外にあるばかりか、核供給国グループ（NSG）やザンガー委員会にも参画していないが、核拡散防止に資すべく独自に核兵器関連資機材や技術の輸出規制措置を講じている¹¹³。パキスタンに関しては、イスラム教国で初めて核兵器を開発した国であることから、イスラエルに対立する他のアラブ諸国への拡散源になることが恐れられていたが、今日までのところ、こうした危惧は現実のものとなっていない。

（2）包括的核実験禁止条約（CTBT）

インドは、1954年4月、当時のネルー（Jawaharlal Nehru）首相が、核兵器廃絶交渉の開始を訴えるとともに、その前段階として核実験の全面停止を唱えたことからうかがえ

¹¹¹ The Government of India, “Evolution of India’s Nuclear Policy,” paper presented in India’s Parliament on 27 May 1998, *India Perspective*, special issue, (August/September 1998), p. 13.

¹¹² ちなみに、1968年6月の米英ソの積極的安全保障宣言の問題点については、浅田正彦「『非核保有国の安全保障』論の再検討」『岡山大学法学会雑誌』第43巻第2号（1993年）を参照。

¹¹³ インドの核兵器関連資機材の輸出管理政策の万全性を強調する文献としては、The Government of India, “Evolution of India’s Nuclear Policy,” paper presented in India’s Parliament on 27 May 1998, *India Perspective*, special issue (August/September 1998), p. 13. また、Diamond, “India Conducts Nuclear Tests; Pakistan Follows Suit,” p. 22.

るように¹¹⁴、長年、核実験の全面禁止を訴えてきた国である。しかしながら、インドは、1996年8月、ジュネーブ軍縮会議の場で1994年1月から同軍縮会議で交渉されてきたCTBT案の採択に反対した。インドの反対理由は次の3点であった。第1は、CTBT案に期限付きの核兵器全廃条項が規定されていないことである。インドは、核実験を禁止することによって、CTBTが単に核拡散防止に資するのみでは、NPTが持つ不平等性が緩和されないと、核兵器の廃絶、それも具体的な廃絶達成年度を定めることを交渉中から強く主張していた。第2は、核爆発を伴わないいわゆる未臨界核実験などを容認したことに対する不満である。インドは、1963年の部分的核実験禁止条約が地下での核実験を許容したように、CTBTが実験室での核実験を許容していると思なしたのである。そして、あらゆる核実験を禁止するのではなく、技術力を備えた一部の核兵器国のみが実施できるような未臨界核実験を許すことは、不平等性を恒久化するのみならず、核廃絶をも困難にする非難を加えたのである。第3は、インドが上述の理由からCTBTに署名しない姿勢を明らかにしたにも拘わらず、CTBTの発効要件国にインドを加えたことは、CTBTへの加盟を強制することに等しく、とうてい受け入れられないとしたのである¹¹⁵。とりわけ、44カ国の発効要件国に加えられたことに対する反発は大きく、軍縮会議でのCTBT案の採択を阻止する方向に政策を転換した。それまでインドは、期限付き核廃絶条項などの要求が退けられたことに不満を募らせ、CTBTが成立しても署名を拒否する意向を明らかにしていたが、軍縮会議でのCTBT案の採択そのものまで阻む姿勢を示していなかったのである。

確かに、インドが主張していたように、核実験の禁止を真の意味で「包括的」にすることや核廃絶を達成することは、重要な目標であることは疑いない。しかしながら、今日、政治的にも、技術的にも、こうした目標を交渉の対象と位置づけることが極めて困難であることは衆目の一致するところである。また、44カ国の発効要件国の選定は、原子力発電施設や研究炉を有しているか否かを基準にしており、そうした国々を列挙したところ、その中にインドも含まれていたに過ぎない。単に国内に原発施設や研究炉を持っているだけで発効要件国とすること自体、問題がないわけではないが、何度も核実験を行ってきた5核兵器国を発効要件国のリストから外すことが理不尽であるとすれば、同様の理由で1974年に核実験を行ったインドも発効要件国のリストから外すわけにはゆかないのである。インドの主張は、結果的に、CTBT交渉の妥結をいたずらに遅らせるか、あるいは妥結目前にまでこぎつけたCTBT交渉を瓦解させてしまうだけに過ぎなかった。軍備管理・軍縮交渉は、その時々、政治的、技術的与件を基礎に、段階を踏んで進めなければならないのである。

¹¹⁴ The Government of India, "Evolution of India's Nuclear Policy," *India Perspective*, pp. 6, 8; Savita Pande, "India and the Test Ban," Jasjit Singh, ed., *Nuclear India*, p. 232.

¹¹⁵ Pande, "India and the Test Ban," *Nuclear India*, pp. 237-243.

ところが、CTBTに対するインドの姿勢は、同国が1998年5月に核実験を実施した後、大きく変化した。まず、5月11日の核実験直後、インドは、「一定の相互主義的行動（reciprocal activities）を条件に、CTBTの規定の一部を遵守することを考慮する用意がある」旨の声明を発したのである¹¹⁶。また、5月13日の核実験から約1週間後の5月21日、インドは、核実験のモラトリアムを宣言した。この宣言は、パキスタンがインドの核実験に対抗して5月末に核実験を実施した後であっても、撤回されることはなかった。さらにインドは、1998年の国連総会において、CTBTの発効を妨げないことを言明した¹¹⁷。同様の声明は、2000年3月と8月、クリントン大統領と日本の森首相がそれぞれインドを訪問した際にも繰り返されている。CTBTの発効を妨げないというインドの姿勢は、44カ国の発効要件国のうち、インドを除く総ての要件国がCTBTを署名・批准した暁には、インドも署名・批准に応じることを意味するものであり、こうしたインドのCTBT政策の転換は、CTBTの発効に向けた大きな一歩となるものである。

他方、パキスタンは、インドと同じく核実験のモラトリアムを宣言する一方、98年5月の核実験後の一時期、インドの姿勢にとらわれず、独自の判断でCTBTの署名を考慮するとの意向を示したことがある¹¹⁸。けれども、これは米国や日本を中心とする国際社会からの経済制裁を取り除くための戦術的な発言であった。事実、その後、パキスタンは、再びインドの署名を条件にCTBTに署名するとの従来の姿勢に戻っている。しかしながら、インドに歩調を合わせるように、CTBTの発効を妨げないとの姿勢をとるようになった。この結果、インド、パキスタンを除く42カ国が署名・批准を終えれば、インド、パキスタン両国が同時にCTBTに加盟するというシナリオが描けるようになった。

（3）兵器級核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

高濃縮ウランやプルトニウムなど兵器級核分裂性物質のグローバルなレベルでの生産禁止は、核拡散防止を強化する施策の一つとして、あるいは本格的な核軍縮への一里塚として、1950年代から提唱されてきた。CTBT交渉の開始を求めた1993年12月の国連総会決議や、1995年のNPTの無期限延長決議と同時に採択された「核不拡散と核軍縮のための

¹¹⁶ Pande, "India and the Test Ban," *Nuclear India*, p. 244. ちなみに、一時期、インド政府筋は、CTBT署名の条件として、制裁の全面解除、NSGやMTCRがインドに科している規制の撤回を例示したことがある。Arms Control Association, "News Briefs: India, Pakistan May be Moving Toward CTBT," *Arms Control Today*, Vol. 28, No. 6 (August/September 1998), p. 32.

¹¹⁷ 阿部信泰「今こそ、核軍縮の議論を！」『外交フォーラム』No. 159 (2001年10月号)、82頁。

¹¹⁸ 98年7月11日のシャリフ首相の発言。Arms Control Association, "News Briefs: India, Pakistan Respond to Arms Control Initiatives," *Arms Control Today*, Vol. 28, No. 5 (June/July 1998), p. 24を見よ。

原則と目標」においても、FMCT交渉の即時開始と早期成立を求めている。

ジュネーブ軍縮会議においては、94年1月以降、CTBTに引き続き、FMCTの草案を審議する「兵器級核分裂性物質生産禁止アドホック委員会」の設立を目指して交渉を進めてきたが、CTBTのケースと異なり、アドホック委員会の設立は、95年3月まで待たねばならなかった。1年以上も遅れた原因は、既存の兵器級核分裂性物質の取り扱いをめぐる意見が分かれたためであった。93年12月の国連総会決議では、既存の兵器級核分裂性物質については何ら触れず、単にこれからの生産禁止を求めているに過ぎないが、パキスタンやエジプトなどは、既存の兵器級核分裂性物質をも視野に入れた交渉を求めたのである。新たな核保有国の出現を阻止するのみならず、核軍縮を推進するためにも既に生産され、貯蔵されている兵器級核分裂性物質を取り締まることが不可欠であることから、パキスタンやエジプトの意見に多くの国々が共鳴した。ところがこうした主張に対しては、5核兵器国とインドが93年12月の国連総会決議を援用して反対の意を表明した。しかしながら両陣営は、ようやく高まったFMCT交渉のモメンタムを殺がないためにも妥協せざるを得ず、結局、95年3月、既存の兵器級核分裂性物質の取り扱いについての審議の余地を残すとしながらも、原則的にはこれからの生産禁止問題に焦点を当てた交渉を進めることでようやく合意に達したのである¹¹⁹。

しかしながら、95年度の軍縮会議では、FMCT交渉は開始されることはなかった。その最も大きな理由は、インドが、FMCT交渉と5核兵器国が反対している期限付きの核兵器全廃交渉をリンクさせる姿勢を取り始めたからである¹²⁰。この結果、FMCT交渉の開始について再び合意を取り付けることが必要となった。ジュネーブ軍縮会議では、毎年、会期始めに会議に参加するメンバー国の全会一致でマンデートを設定することが要請されているためである。

インドは、98年5月の核実験後、上述のリンクを撤回したが、FMCTで規制すべき兵器級核分裂性物質の範囲については、ジュネーブ軍縮会議のメンバー国の意見がまとまっていない。インドが、従前通り、5核兵器国と同様、FMCTで禁止の対象にするのは、将来生産する兵器級核分裂性物質にとどめるべきとの立場を繰り返しているのに対し、パキスタンは、それまでに生産された既存の兵器級核分裂性物質に対しても何らかの規制を加えるべきとの姿勢を崩していない。

こうした規制すべき兵器級核分裂性物質の範囲に加え、FMCT交渉の開始を妨げる新た

¹¹⁹ Arms Control Association, "News Briefs: Fissile Cutoff Talks Mandate Reached at CD," *Arms Control Today*, Vol. 25, No. 3 (April 1995), pp. 22-23.

¹²⁰ Wade Boese, "CD Convenes Committee to Work on Fissile Cutoff," *Arms Control Today*, Vol. 28, No. 6 (August/September 1998), p. 30.

な問題が浮上している。中国が米国のミサイル防衛計画を阻止するために、FMCTと宇宙における軍備競争の防止を関連づけているためである。しかしながら、将来、規制すべき兵器級核分裂性物質の範囲の問題が解決し、またFMCTと宇宙における軍備競争の防止をリンクさせている中国の姿勢が変化して、将来FMCT交渉が開始されることになったとしても、印パ両国がFMCTの妥結に向けて積極的に交渉に臨むとは考えにくい。パキスタンにとっては、その兵器級核分裂性物質の生産量をインドの保有量に近づけることが優先課題であり、インドにとっては、約3,200発分に相当する兵器級核分裂性物質を保有している中国に近づくことがFMCTの妥結より優先すると想定されるからである¹²¹。

(4) 印パ2国間の核軍備管理・信頼醸成措置

印パ両国が絡む核軍備管理問題に関しては、パキスタンが積極的な姿勢を示してきた。例えば、パキスタンは、NPTその他のグローバルな核軍備管理・不拡散条約について、インドが加盟することを条件に、パキスタンも加盟する旨、インドに伝え続けてきた。しかしながら、インドは、NPTその他のグローバルな核軍備管理・不拡散条約がインドの直面する中国からの核脅威を解消するわけではなく、しかもグローバルな核軍備管理不拡散問題は地域レベルの視点から取り組む性格のものではないとして、パキスタンの提案を受け付けていない。

これとは対照的に核兵器に関する信頼醸成措置に関しては、印パ2国間で幾つかの取極が成立している。その代表的な合意は、98年5月の核実験から9カ月後の99年2月、印パ両首相がパキスタンのラホールに会した時に発表された。それ以前においても、印パ両国は、軍部の間のホットラインの設定や各々の核施設を攻撃しないことなどに合意していたが、ラホール首脳会談後に発表された核兵器に関する各種信頼醸成措置は、核兵器の安全管理や事故・誤認による核兵器使用を防止する観点で前進した内容になっている。第1に、印パ両国は、それぞれの核ドクトリンの情報交換に合意している。情報交換の内容には核弾頭や弾道ミサイルの数量および配備状況も含まれている。しかしながら、印パ両国とも、核戦力や核ドクトリンを構築中であることを考慮すれば、こうした情報交換の意義には限

¹²¹ 中国は、約300発の戦略核弾頭(爆弾) 約150発の戦術核兵器を保有し、しかも45回の核実験を実施している。また、94年末当時で、中国は約2,700発相当の兵器級核分裂性物質を保有していると推定されている。Jones et al., *Tracking Nuclear Proliferation*, p. 54を参照。また、インド、パキスタンの兵器級核分裂性物質生産量については、確たることは言えないが、一例を挙げると、インドについては、核兵器約70～200発、パキスタンについては核兵器約20～50発程度の兵器級核分裂性物質を生産していると言われている。Zahra, "Pakistan's Road to a Minimum Nuclear Deterrent," *Arms Control Today*, p. 12を参照。

界がある。第2は、事故・誤認に基づく核発射の危険を和らげる施策についての合意である。具体的には、弾道ミサイルの飛翔実験の事前通告、さらには核兵器に関わる事故など不測の事態が生じた場合の即時通告である。第3は、既に設定されているホットラインの強化である。また印パ両国は、「自国の至高の利益を危うくする事態が生起しない限り」、核実験を行わないと述べ、核実験のモラトリアムを強化する意向も示している¹²²。

おわりにかえて - 印パの核保有と国際安全保障秩序

対立関係にあるインド、パキスタン両国の核政策は、大きく異なっている。インドは独立以来、科学技術政策及び外交・安全保障政策において自立志向が強く、次第に核兵器に自立性確保の役割を求めようになってきた。このため、インドの核開発の流れを逆転させる(ロールバック)のは困難である。これに加えて、現在のインド人民党政権は、明確な大国志向を打ち出しており、中国を主要な対象とする「最小限抑止」に向けて、核戦力の整備に踏み出しつつある。一方、パキスタンの核はもっぱらインドを対象としているために、通常戦力で3倍(陸軍)の優位に立つインドに対する核の先行使用のオプションを放棄していない。パキスタンは、インドが核能力の向上を続ける限り、それに対応して兵器化を進める姿勢を明確にしている。

また、インド、パキスタン両国の核開発は、核不拡散レジームの成立過程及び米国の不拡散政策と密接に関連している。インドは核兵器国の軍縮義務が充分でないと主張して、CTBTに背を向けるとほぼ同時に核実験の実施を決定したが、実験後はCTBTに対する姿勢を軟化させている。しかし、これは米国などから核保有国として黙認されつつあるという認識と自信の現れかもしれない。

インドとパキスタンによる核爆発装置(核兵器)保有は、NPT体制とその信頼性を一つの基盤とする国際安全保障秩序に大きな課題を投げかけている。対立関係にある印パ両国が核爆発装置(核兵器)を保有した以上、両国による核使用を回避することが国際社会の当面の課題となる。限定的な規模であれ、広島、長崎以来半世紀以上にもわたって使用されることがなかった核兵器が使用されることになると、核兵器に対する国際社会の認識が大きく変化する可能性があるからである。すなわち、印パ間の核戦争による被害が甚大なものであれば、広島、長崎以降徐々に形成されてきた核使用をタブー視する規範意識がさ

¹²² Howard Diamond, "News and Negotiations: India, Pakistan Agree on Security, Confidence-Building Measures," *Arms Control Today*, Vol. 29, No. 1 (January/February 1999), p. 21.

らに強化されることが当然予想されるが、逆にその被害の程度が軽微なものに留まれば、核使用に対する道義的・政治的敷居が低下する可能性もある。そして印パのケースでは、両国共に強大な核戦力体系を築いていないために、後者の可能性が高いのである。また、印パが核使用に踏み切ることによって、いずれかが企図した政治目的を達成することになれば、その後の核使用を促す悪しき前例となり、核使用を回避してきた国際社会に大きなインパクトを及ぼしかねない。

核使用に対するタブー意識については、核の傘を含め、核抑止の信頼性を維持する観点からは、これを疑問視する見解もある。しかし、非核兵器国が核兵器国に対して武力を行使した事例が散見されることからうかがえるように、そもそも通常戦力攻撃を核兵器で抑止することには信憑性の観点から限界がある。他方、核使用に対するタブー意識は、他の大量破壊兵器の使用を核兵器で抑止することまで否定するものではないと考えられる。他国の核使用を核兵器で抑止することは言うまでもないが、大規模な生物・化学兵器攻撃を核兵器で抑止することについても、こうした生物・化学兵器攻撃による人的被害の甚大さを考慮するならば、核報復の威嚇はそれなりの説得力を持つと想定される。

こうして見れば、印パ間の通常戦力バランス、とりわけ空軍力バランスの確保、核爆発装置(核兵器)の残存性の確保、早期警戒能力を含めたC³Iの強化などを図って、印パ両国による核兵器の投げ合いを回避する施策を講じることが緊急の課題となる。こうした施策を進めるにあたっては、米国など核兵器国からのソフト、ハード両面からの支援が大きな意味を持つ。核兵器に関連して米国など核兵器国から印パに支援を与えることについては、NPT上、疑義があるとの意見がある。確かに、米国などの核兵器国は、NPT第1条において、「…核兵器その他の核爆発装置の製造もしくはその他の方法による取得または核兵器その他の核爆発装置の管理の取得につきいかなる非核兵器国に対しても何ら援助、奨励または勧誘を行わないことを約束」している。しかしながら、印パ両国共に、核爆発装置(核兵器)を開発しようとしているのではなく、既に開発を終え、保有しているのである。したがって、この規定を援用して、米国などからの核戦争回避施策の援助を、条約違反と断定することには疑問が残る。

一方で、核兵器をめぐる印パ関係を安定させることに成功したとしても、根本的な問題が残っている。今日、インド、パキスタンともに核爆発装置(核兵器)を弾道ミサイルや作戦機に搭載していないが、将来、お互いに核兵器を実戦配備の状況に置くことは十分想定される。そして首尾よく印パが相互抑止関係に入ることができれば、南アジアの戦略的安定を確保できることになり、印パそれぞれの安全保障、それに南アジアの平和と安定の観点からは意義を持つ。しかしながら、こうした地域的な安定は、必ずしも国際安全保障秩序の安定と両立しない。隣国との対立関係を抱える非核兵器国が、相互抑止関係を構築

した印パ両国に倣って、NPTから脱退して核開発に着手することも想定されるからである。そうすると、核兵器の拡散に一定の歯止めをかけてきたNPT体制は危機にさらされることになる。

国際安全保障秩序に及ぼす影響を最小限にするためには、インド、パキスタン両国の核兵器政策をこれ以上進捗させないことが必要である。このためには、米国などが安定化支援を行うにしても、両国が「安心して」核兵器増強に進むことがないように、工夫を施すことが必要となろう。両国の核能力が、その規模や限定的なC³I能力、さらには未配備の状況であることに鑑みれば、国際社会の働きかけによって、その将来を大きく規定する余地は残されているのである。